

国民健康保険

法令の改正に伴い、平成27年度分の保険税から、次のとおり変更されます。

◎軽減措置の対象を拡大

国民健康保険の加入者がいる世帯で、合計所得が一定金額以下の場合に、均等割額(世帯内の加入者数に対して課す保険税)の軽減措置が、表1のとおり拡大されます。

◎課税限度額の改定

保険税の課税限度額が、表2のとおり引き上げられます。  
☆詳しくは、保険係へ。

表1 均等割額の対象 (太字は変更点)

軽減割合	対 象
5割	合計所得金額が、33万円+(26万円×被保険者の数)以下の世帯
2割	合計所得金額が、33万円+(47万円×被保険者の数)以下の世帯

表2 課税限度額 (太字は変更点)

区 分	限度額
医療給付費分	被保険者が病気やけがをしたときの医療費などの給付に充てる保険税 <b>52万円</b>
後期高齢者支援金分	後期高齢者医療制度の支援金として拠出する保険税 <b>17万円</b>
介護納付金分	介護保険制度の介護保険納付金として拠出する保険税 <b>16万円</b>
合 計	<b>85万円</b>

表3 第1号被保険者(第1段階)の介護保険料 (太字は変更点)

所得段階	第1段階(基準額×0.45)
所得判定基準	*生活保護受給者 *中国残留邦人等の支援給付受給者 *本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 *本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額(※1)+課税年金収入額(※2)=80万円以下
保険料	月額 <b>2565円</b> 年額 <b>3万780円</b>

- ※1 合計所得金額=収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額で、扶養・医療費控除などの所得控除をする前の金額。土地・建物の譲渡所得(特別控除前)、確定申告した株式譲渡所得(繰越控除前)を含む
- ※2 課税年金収入額=老齢・退職年金などの課税対象となる年金で、課税対象とならない遺族・障害年金を除く

後期高齢者医療保険

法令の改正に伴い、平成27年度分の保険料から、次のとおり変更されます。

◎軽減措置の対象を拡大

後期高齢者医療制度の加入者と世帯主の合計所得が一定金額以下の場合に、均等割額(世帯内の加入者数に対して課す保険料)の軽減措置が、表1のとおり拡大されます。  
☆詳しくは、後期高齢者医療係へ。



介護保険

法令の改正に伴い、次のとおり変更されます。

◎第1段階の保険料を軽減

第1号被保険者の平成27～29年度保険料については、「広報あきしま」4月1日号でお知らせしました。このうち、第1段階に、低所得者対策として別途公費を投入し、保険料額の軽減を図ります。このため、保険料が表3のとおり改定されます。  
☆詳しくは、介護福祉課保険料担当へ。

総合戦略策定検討委員会の市民委員を募集

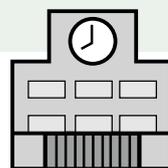
人口減少対策や地域活性化のため、地方版総合戦略の策定について検討する市民委員を募集します。

他の審議会・委員会などの委員は応募できません。

- ◇対象 20歳以上の市民の方
  - ◇募集人数 4人(多数選考)
  - ◇任期 7月～平成28年3月(予定)
  - ◇応募 応募の動機を800字程度にまとめ、住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、6月1日(必着)までに〒196-8511 市役所企画政策係へ
- ☆詳しくは、企画政策係へ。

就学奨励費の申請を受け付け

対象となる世帯に、教育費の一部を援助します。希望する方は、必要書類を学校へ提出してください。申請の期日は、下の表のとおり配布するお知らせに記載しています。  
☆詳しくは、学務係へ。



▼就学奨励費の対象など

対 象	お知らせなど	備 考
お子さんが特別支援学級に在籍している世帯	5月下旬に特別支援学級で配布	
お子さんが通級指導学級に通級している世帯	5月下旬に通級指導学級で配布	通学費・同行費のみ援助
お子さんに障害があり、就学相談のうえ通常学級に在籍している世帯	配布なし ※在籍校の担任教諭に相談してください。	※障害の程度は、各学校で配布した「平成27年度教育費の援助制度のお知らせ」をご覧ください。